2　1に基づく査証の要件の免除措置は、ＩＣ旅券（生体情報として顔画像が電磁的に記録されたＩＣチップを搭載した旅券）ではない有効なタイ王国一般旅券を所持するタイ王国の国民には適用されない。

3　ＩＣ旅券ではない有効なタイ王国一般旅券を所持するタイ王国の国民は、事前に査証を取得しなければならない。

4　ＩＣ旅券ではない有効なタイ王国一般旅券を所持するタイ王国の国民が、査証を所持せずに入国する場合は、入国が拒否される。

5　1に基づく査証の要件の免除は、タイ王国の国民であって、就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国の領域に入国することを希望するものについては、適用しない。

6　日本国に入国することを希望するタイ王国の国民は、日本国の法令に服さなければならない。

7　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにタイ王国政府に通告する。

8　日本国政府は、日本国の利益を害するおそれがあると認めるタイ王国の国民に対し、日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

9　日本国政府は、前記の諸措置を終了する場合には、タイ王国政府に対し書面による二箇月の予告を事前に与える。

在タイ王国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてタイ王国外務省に向かって敬意を表する。

二千十六年六月二十四日にバンコクで

○外務省告示第二百八十九号

平成二十八年七月四日にビエンチャンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億八百万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　引原毅在ラオス大使

ラオス側　カンパオ・ウーンタヴォン外務副大臣

平成二十八年七月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十号

平成二十八年七月四日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　倉井高志在パキスタン大使

パキスタン側　タリク・バジュワ財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官

平成二十八年七月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十一号

平成二十八年七月四日にコロンボで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億三千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　菅沼健一在スリランカ大使

スリランカ側　ラネプラ・ヘーワゲ・サマンタ・サマラトゥンガ財務省次官

平成二十八年七月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千四百七十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年七月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量（平成二十五年六月十八日農林水産省告示第二千九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年七月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

表ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部中

「ジステンパー・犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合ワクチン	400,400	343,800	41	」を
「ジステンパー・犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合ワクチン	400,400	343,800	41	」に、
「ジステンパー・犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合ワクチン（コボリマーアジュバント加）	400,400	343,800	41	」に、
「ジステンパー・犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬レプトスピラ病混合ワクチン	391,500	343,800	41	を